

第4章 復興対策

## 第4章 復興対策

### 第1節 復興特区制度

#### 1 茨城産業再生特区

##### (1) 茨城産業再生特区計画の概要

###### ア 経過

震災後の本県の企業立地については、平成23年工場立地動向調査(1月～12月)において、工場立地面積は前年比△80.0%(38ha)、件数は前年比△53.8%(18件)となり、震災や歴史的な円高等の影響に加え、福島第一原発事故の風評被害等も重なり、大幅な減少となった。

また、日本政策投資銀行の推計によると、本県の製造業への被害額は5,300億円と推計されており、被災した東北3県を上回った。茨城県沖を震源とする2度目の大規模地震もあり、特に沿岸部については、津波の大きさが4m以上を記録し、民家、商業施設、ホテル、立地する企業の事業所等の被害は甚大で、雇用に非常に大きな悪影響を与えた。

このような中、東日本大震災復興特別区域法が12月26日に施行され、税制上の特例措置が設けられた。

本県への税制上の特例措置の適用に関して、当初、国からは厳しい見解も示されたが、本県の被害状況等を復興庁(平成24年2月10日以前は東日本大震災復興対策本部)に対して、繰り返し説明や要望を行った結果、沿岸部等13市町村への適用が認められることとなった。

###### イ 目的

東日本大震災復興特別区域法に基づく税制上の特例措置を活用し、被害の甚大であった沿岸部を中心に産業の集積等による雇用機会の確保・創出を図るとともに、地域特性を生かした産業振興により、被災地域の経済の活性化を図る。

###### ウ 計画作成主体(茨城県及び13市町村)

(ア) 茨城県

(イ) 沿岸市町村(9市町村)

北茨城市、高萩市、日立市、東海村、ひたちなか市、大洗町、鉾田市、鹿嶋市、神栖市

(ウ) 内陸市町村(4市町)

水戸市、潮来市、那珂市、茨城町 ※雇用等被害地域を有する市町村に隣接している。

###### エ 対象区域

(ア) 雇用等被害地域：東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域

沿岸部4市町(北茨城市、ひたちなか市、大洗町、神栖市)内の漁港周辺

(イ) 復興産業集積区域：復興推進計画の目標を達成するために産業集積の形成及び活性化の取組を推進すべき区域

13市町村内の62区域

## オ 集積を目指す産業分野

環境・新エネルギー，自動車・建設機械，基礎素材，電気・機械，食品，水産，木材，運輸・物流，観光，商業・サービス

## カ 特例措置

### (ア) 特別償却又は税額控除

機械や装置，建物を取得するなどの設備投資を行った場合，特別償却（100%，50%，25%）又は税額控除（15%，8%）を適用できる。

### (イ) 法人税の特別控除（被災者に対する給与等支給額の10%）

被災した雇用者に対する給与等支給額の10%を5年間税額控除できる。

### (ウ) 新規立地新設促進税制（5年間無税）

復興産業集積区域内に新設された法人が業種等の要件を満たす場合は，指定後5年間無税とできる（雇用等被害地域を有する市町村内の区域に限る。）。

### (エ) 研究開発税制の特例（即時償却及び12%の税額控除）

研究開発用資産を取得した場合には，特別償却（100%）及び税額控除（12%）を適用できる。

### (オ) 地方税の課税免除又は不均一課税を行った場合の地方公共団体への減収補填措置

- ・ 県税（法人（個人）事業税，不動産取得税の課税免除）

茨城県復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例を施行した（平成24年6月20日）。

- ・ 市町村税（固定資産税の5年間課税免除）

13市町村において固定資産税の課税免除条例を施行した。

（経緯等）

| 年月日    | 内容  |
|--------|---|
| 9月6日   | 復興対策本部へ要望した。<br>（本県が対象エリアになるとともに，税制上の特例措置が適用されるよう要望した。）                   |
| 9月14日  | 復興対策本部へ被害状況調査の結果（※）を説明した。<br>※ 県内ハローワークのデータ集計結果，雇用保険受給状況，農林水産業・観光業等の被害状況等 |
| 9月15日  | 復興特別区域制度の説明会を開催した（庁内各部局，市町村）。   |
| 9月26日  | 復興対策本部へ要望した（本県要望項目の採択）。   |
| 10月17日 | 復興対策本部へ要望した（本県要望項目の追加採択）。   |
| 10月24日 | 復興特別区域制度の説明会を開催した（庁内各部局，市町村）。   |
| 11月2日  | 民主党へ復興特区の実現を要望した。   |

|           |  |
|-----------|--|
| 11月11日    | 公明党内閣部会，復興特区・復興庁検討PT合同会議を開催した（本県への税制上の特例措置適用）。 |
| 12月10日    | 復興対策本部へ要望した（本県への税制上の特例措置適用）。                   |
| 12月26日    | 東日本大震災復興特別区域法が施行した。                            |
| 平成24年1月6日 | 復興特別区域基本方針が閣議決定した。                             |
| 1月11日     | 復興対策本部との会議を開催した（本県計画（素案）の説明）。                  |
| 1月31日     | 復興庁へ沿岸市町村の主な被災事業所の被害・雇用状況調査の結果を説明した。           |
| 2月18日     | 民主党輿石幹事長へ要望した。<br>（復興特別区域制度の柔軟な運用について）         |
| 2月22日     | 復興庁吉田大臣政務官へ要望した。<br>（復興特別区域制度の柔軟な運用について）       |
| 2月27日     | 茨城産業再生特区（税制上の特例措置）を県と沿岸部等の13市町村が国へ共同申請した。      |
| 3月1日      | 復興庁末松副大臣へ要望した。<br>（復興特別区域制度の柔軟な運用について）         |
| 3月9日      | 茨城産業再生特区（税制上の特例措置）を国が認定した。                     |

#### 「茨城産業再生特区」の検証

##### ○国の認定を得るための対応について

- ・ 税制上の特例措置については，茨城県を対象とすることに関して，国の理解を得るまでに多くの労力と期間を要した。また，対象市町村や産業分野についても，できる限り幅広く認められるよう国との調整協議を行った。

##### ○県内事業者の反応について

- ・ 税制上の特例措置の対象となる13市町村内62産業集積区域内の事業者は，本制度を極めて好意的に受け止め，多くの事業者が活用し，新たに多くの設備投資が行われている。一方，対象区域外の事業者等からは，適用範囲の拡大等を求める声もあった。

## 第2節 復興基金の設置と活用

### 1 経緯等

#### (1) 東日本大震災復興基金の設置

東日本大震災からの復旧及び復興のための事業を実施するため、東日本大震災に際して寄せられた寄附金等を原資とする「茨城県東日本大震災復興基金」を設置した。

#### ア 設置時期

9月設置（第3回定例会において茨城県資金積立基金条例を改正）

#### イ 根拠条例

(茨城県資金積立基金条例)

(別表)

| 名 称           | 目的及び積立ての額   | 処 分  |
|---------------|---|--|
| 茨城県東日本大震災復興基金 | 東日本大震災（3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）の復旧及び復興等に資するため、東日本大震災に際し県が受け入れた寄附金等を基金に積み立てる。 | 1 東日本大震災の復旧及び復興のための事業に要する経費に充てるとき。<br>2 その他知事が東日本大震災に関連して特に必要と認める経費に充てるとき。 |

#### (2) 復興基金への特別交付税措置

復興基金の設置に係る財政支援について国に要望を重ねた結果、特定被災地方公共団体である9県（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県）に対して、復興基金に対する特別交付税が措置され、本県には140億円が交付された。

#### ア 要望の経緯

| 日付    | 要望先                         | 要望の内容   |
|-------|-----------------------------|---|
| 6月22日 | 本県選出の国会議員                   | 被災地の復旧・復興を早期に図るため、弾力的かつ機動的に運用が可能な復興基金の設置に対する財政措置を講じること。                                 |
| 8月17日 | 片山総務大臣                      | 現行の財政支援制度では対応しきれない事業を実施するための復興基金については、現下の低金利環境に鑑み、運用型基金ではなく取崩し型基金となるよう、必要な財政支援措置を講じること。 |
| 8月17日 | 平野東日本大震災復興対策担当内閣府特命担当大臣（防災） | 同上  |

|       |   |  |
|-------|---|--|
| 9月27日 | 野田内閣総理大臣<br>安住財務大臣<br>平野東日本大震災復興対策<br>担当内閣府特命担当大臣（防<br>災）<br>輿石民主党幹事長           | 国の復興基本方針に位置づけられた基金につい<br>ては、東北三県と同じ枠組で本県を支援すること。 |
| 10月3日 | 枝野経済産業大臣<br>細野環境大臣<br>黄川田総務副大臣<br>自民党（谷垣総裁，大島副総<br>裁，石原幹事長，茂木政務調<br>査会長，塩谷総務会長） | 同上   |
| 10月6日 | 郡内閣府大臣政務官   | 同上   |

### イ 特別交付税の交付の経緯

【12月13日】 交付決定，閣議決定

【12月14日】 現金交付

## 2 復興基金の積立額（平成24年3月31日現在）

15,733,072千円

|                 |              |
|-----------------|--------------|
| 内訳：県民や企業等からの寄附金 | 1,727,843千円  |
| 特別交付税           | 14,000,000千円 |
| 運用利子            | 5,229千円      |

## 3 復興基金の活用方針

国の方針※に基づき，制度の隙間を埋めて必要な事業を柔軟に実施するとともに，地域の実情に応じて弾力的かつきめ細かに対処する事業を実施することにより，早期の復旧・復興を図る。

### ※ 国の方針

<東日本大震災からの復興の基本方針>（8月11日東日本大震災復興対策本部改定）

- 地域において，基金設置等により，制度の隙間を埋めて必要な事業の柔軟な実施が可能になる資金を確保できるよう，必要な支援を実施する。

<東日本大震災に係る「取崩し型復興基金」の創設>（10月17日総務省報道資料）

- 東日本大震災からの復興に向けて，被災団体が地域の実情に応じて，住民生活の安定やコミュニティの再生，地域経済の振興・雇用維持等について，弾力的かつきめ細かに対処するため，復興基金を創設。
- 基金規模の算定は市町村の財政需要を踏まえたもの。きめ細かな事業を実施するという基金の趣旨からも，市町村事業に十分配慮した運用を期待。

## 4 復興基金の活用事業

## (1) 平成23年度事業

| 事業名<br>(担当課)                       | 事業内容   | 実績  |
|------------------------------------|--|---|
| 市町村復興まちづくり支援事業費<br><br>(市町村課)      | 市町村が地域の実情に応じて弾力的かつきめ細かに復旧・復興事業を実施するための交付金を交付(市町村の事業実施期間:平成27年度まで)              | 県内全市町村に対して,被害状況等により財政需要を勘案して交付金を配分し,国の財政支援措置がなくても,各市町村が実施しなければならない復旧・復興事業の実施を促進   |
| 東日本大震災復興緊急融資利子補給事業費<br><br>(産業政策課) | 東日本大震災復興緊急融資を利用した中小企業者の負担軽減のための利子補給(利子補給期間:3年間)                                | 9,404件の融資利用者のうち,7,466件の申請者に対し,利子補給を実施   |
| 風評被害対策緊急キャンペーン等事業費<br><br>(観光物産課)  | 本県の春を代表するイベント「梅まつり」をメインテーマとしたJR上野駅でのキャンペーン,山手線等JR車両を活用したトレインチャンネルCMの放映によるPRを実施 | ・観光キャンペーン 平成24年2月10日,2月18日~26日 10日間<br>・トレインチャンネル 2月20日~26日7日間(山手線,中央線,京浜東北線,京葉線) |
| いばらき周遊観光促進事業費<br><br>(観光物産課)       | 旅行会社等は無償で観光バスを提供することにより格安の旅行商品等の造成を促し,首都圏等から団体客を誘致                             | 368ツアー,延べ11,663人の観光客(団体客)を誘致  |
| 県単治山事業費(県単公共)<br><br>(林業課)         | 国補の対象とならない小規模な山腹崩壊地等の復旧  | 高萩市ほか12市町において,山腹崩壊地の復旧,落石防止柵の設置等30箇所を実施   |
| 農地農業用施設災害復旧支援事業費<br><br>(農村計画課)    | 被災した農地・農業用施設の復旧について,国の災害復旧事業の対象とならない調査設計費や小規模災害復旧事業の地元負担軽減のための補助               | ・小規模災害復旧事業費補助<br>2,104地区<br>・災害復旧事業調査設計費補助<br>118地区                               |
| 路面再生事業費(国補公共)<br><br>(道路維持課)       | 緊急輸送道路の舗装補修  | 国道125号(下妻市)ほか54箇所実施   |
| 橋梁補修費(国補公共)<br><br>(道路維持課)         | 橋梁の耐震補強及び修繕  | 国道118号舟生橋(常陸大宮市)ほか34橋実施   |

|                                   |  |  |
|-----------------------------------|--|--|
| 災害対策等緊急事業<br>推進費（国補公共）<br>（道路維持課） | 道路斜面の落石対策及び橋<br>梁の耐震補強                                   | 北茨城大子線（北茨城市）ほか<br>3箇所実施  |
| 災害関連事業費（国補<br>公共）<br>（道路維持課）      | 被災橋梁の架替え   | 国道118号静跨線橋（那珂市）<br>ほか1橋実施  |
| 広域河川改修事業費<br>（国補公共）<br>（河川課）      | 洪水被害を軽減するための<br>河川改修（掘削、築堤等）                             | 恋瀬川（かすみがうら市）ほか<br>18河川で改修を実施   |
| 河川・総合流域防災事<br>業費（国補公共）<br>（河川課）   | 洪水被害を軽減するための<br>河川改修（掘削、築堤等）                             | 茂宮川（日立市）ほか21河川で<br>改修を実施   |
| 急傾斜地崩壊対策費<br>（国補公共）<br>（河川課）      | 急傾斜地の崩壊による災害<br>を防止するための崩壊防止対<br>策                       | 上田沢地区（日立市）ほか10箇<br>所で急傾斜地崩壊防止工事を実施   |
| 県単都市施設災害復<br>旧費（偕楽園）<br>（公園街路課）   | 被災した偕楽園公園及び弘<br>道館公園の復旧・復興に関する<br>調査及び工事を実施              | 好文亭をはじめとした偕楽園公<br>園施設について復旧工事を実施<br>（偕楽園公園を平成24年2月7日<br>に全面開園）   |
| 被災住宅復興支援事<br>業費<br>（住宅課）          | 被災した住宅復旧のために<br>市町村が実施する利子補給事<br>業に対する補助（利子補給期<br>間：5年間） | 利子補給制度を創設した9市町<br>に対し、88件の利子補給を実施  |
| 施設保全費<br>（財務課）                    | 被災した県立特別支援学校<br>施設の小規模な補修等                               | 盲学校ほか4校の施設補修及び<br>水戸特別支援学校の窯業用ガス釜<br>更新  |
| 文化財等災害復旧補<br>助事業費<br>（文化課）        | 被災した文化財の復旧に係<br>る所有者負担軽減のための補<br>助                       | 被災した19件の文化財の復旧<br>事業に対し、補助金を交付<br>・国指定文化財：水戸徳川家墓所<br>（常陸太田市）ほか3件<br>・国登録文化財：荒川家住宅（筑<br>西市）ほか8件<br>・県指定文化財：金村別雷神社（つ<br>くば市）ほか5件 |



#### 復興基金の設置と活用の検証

##### ○復旧・復興に向けた復興基金の活用

- ・ 復興基金を活用することにより、国の「東日本大震災からの復興の基本方針」に掲げられている既存制度の隙間を埋める事業（東日本大震災復興緊急融資利子補給事業，被災住宅復興支援事業，農地農業用施設災害復旧支援事業費，文化財等災害復旧補助事業費）や地域の実情に応じた事業（市町村復興まちづくり支援事業）を実施してきたところであり，これらを通じて，復旧・復興に向けた取組を弾力的かつきめ細かに行うことができた。
- ・ 引き続き，基金を活用して，これらの事業を継続していくとともに，復興キャンペーン等を実施して早期の復興に向けた機運の醸成を図る。

## 第3節 復興交付金の活用

### 1 東日本大震災復興交付金の概要

#### (1) 交付根拠

東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第78条第2項

#### (2) 交付目的

被災地方公共団体（東日本大震災財特法の特定被災区域である227市町村（うち本県は40市町村））が自らの復興プランの下に進める地域づくりを支援し、復興を加速させる。

#### (3) 交付対象

著しい被害を受けた地域の復興に必要な事業

##### ア 基幹事業

被災地方公共団体の復興地域づくりに必要なハード事業（土地区画整理事業、防災集団移転促進事業など40事業）

##### イ 効果促進事業

基幹事業と関連して実施するハード・ソフト事業（基幹事業費の35%を上限）

#### (4) 国予算額

約1.8兆円（交付金ベース・平成23年度3次補正予算額+24年度当初予算額）

## 2 復興交付金の活用に関する経過

【12月26日】 ・ 東日本大震災復興特別区域法が施行された。

【平成24年1月19日～20日】 ・ 復興庁による復興交付金事業計画策定支援ヒアリングが実施された（第1回）。

【平成24年1月31日】 ・ 復興交付金事業計画を提出した（第1回）。

【平成24年3月2日】 ・ 復興交付金事業計画に対する交付可能額が通知された（第1回）。

【平成24年3月15日～16日】 ・ 復興庁による復興交付金事業計画策定支援ヒアリングが実施された（第2回）。

### 3 本県への交付状況

| 区 分 |     | 市町村  | 県   | 計（億円） | 交付対象市町村                             |
|-----|-----|------|-----|-------|-------------------------------------|
| 第1回 | 事業数 | 26   | 2   | 28    | 北茨城市，高萩市，ひたちなか市，鹿嶋市，潮来市，神栖市，大洗町，東海村 |
|     | 事業費 | 26.6 | 1.6 | 28.2  |                                     |
|     | 国 費 | 20.5 | 1.4 | 21.9  |                                     |

※ 採択された主な事業

市街地液状化対策事業，災害公営住宅整備事業，造成宅地滑動崩落緊急対策事業，津波避難路整備事業，都市防災総合推進事業，水産業共同利用施設整備事業，防災集団移転促進事業

#### 復興交付金の活用を検証

○復興交付金対象外の事業について

- ・ 防災の観点から行う道路の拡幅・改築，学校・下水道の耐震化等については，既存補助制度による対応を求められ，復興交付金の対象にされていない。また，復興交付金の対象となる基幹事業は，防災集団移転促進事業，土地区画整理事業等 40 事業に限られており，防潮堤や防災林の整備等，津波対策事業が対象にされていない。これらの対象外事業への対応を検討する必要がある。

## 第4節 東日本大震災1周年追悼・復興祈念式典

東日本大震災から1年を迎えた平成24年3月11日に茨城県庁講堂で「東日本大震災1周年追悼・復興祈念式典」を開催した。

式典には、ご遺族、国会議員、県議会議員、市町村長、市町村議会議員、関係団体の代表等が参列し、国の追悼式に併せて大震災が発生した14時46分に1分間の黙祷を行い、犠牲者の方々のご冥福をお祈りした。また、参列者全員で献花を行い、哀悼の意を捧げた。

式典の中で、知事は、犠牲者の方々への追悼の言葉と共に「復興への道のりはまだ道半ばですが、県民生活や経済活動を一日も早く震災前の元気な姿に戻すことに全力で取り組みます」と復興への決意を述べた。

また、県議会議員、町村会長の追悼の辞に続き、ご遺族代表が震災当日の状況や震災から1年たった現在の思いなどを述べると、参列者は、犠牲となった方の無念さに思いをはせた。

さらに、震災で大きな被害を受けたひたちなか海浜鉄道の吉田社長、磯原温泉としまや月浜の湯の渡辺さんが復興の誓いを述べ、最後に、笠間市立友部小学校合唱隊が復興への願いを込め「上を向いて歩こう」等を歌った。

### 1 式典の概要

#### (1) 日時

平成24年3月11日（日）14:30～16:00

#### (2) 場所

県庁舎 9階講堂

#### (3) 参列者

遺族、知事、国会議員、県議会議員、市町村長、市町村議会議員、  
関係団体代表 等 約350名

#### (4) 式典の内容

- ・ 開会 古河市長
- ・ 国式典を中継（黙祷、天皇陛下のお言葉ほか）
- ・ 式辞 茨城県知事
- ・ 追悼の辞 茨城県議会議員 茨城県町村会会長
- ・ 遺族代表の言葉
- ・ 献花
- ・ 復興への誓い 吉田 千秋様（ひたちなか海浜鉄道 取締役社長）  
渡辺 十九夜様（としまや月浜の湯 女将）
- ・ 子どもたちの合唱 笠間市立友部小学校 合唱隊
- ・ 閉会 常陸太田市長

## 【参考】その後の取組（平成24年4月以降）

## 1 茨城産業再生特区

## (1) 茨城産業再生特区計画の変更（緑地面積率の規制緩和措置）

## ア 経過

東日本大震災復興特別区域法に基づく税制上の特例措置について、立地企業への説明を行う中で、企業から新規の設備投資を行う上で工場立地法の緑地面積率の規制が問題となっているとの意見が出された。

緑地面積率の規制緩和措置は、新規設備投資や新規立地を促進するものであることから、緑地面積率の規制緩和措置に取り組む意向を示した9市町村と「茨城産業再生特区」の変更を行った。

## イ 目的

東日本大震災復興特別区域法に基づく税制上の特例措置に加えて、緑地面積率等の規制緩和を図ることにより、新規立地、設備投資を促進し、被災地域への更なる産業の集積等による雇用機会の確保・創出を図るとともに、地域の特性を活かした産業を振興し、早期復興と経済活性化を目指す。

## ウ 計画作成主体（県及び9市町村）

茨城県，日立市，高萩市，北茨城市，ひたちなか市，鹿嶋市，潮来市，銚田市，茨城町，大洗町

※ 税制上の特例措置が適用されている13市町村のうち変更する意向を示した9市町村と共同で変更申請を行った。

## エ 対象区域

9市町村内42復興産業集積区域（主に工業団地等）

## オ 特例措置

変更申請認定後，市町村において条例を制定し，各復興産業集積区域の緑地面積率等を設定した。

（経緯等）

| 年月日        | 内容   |
|------------|--|
| 平成24年9月13日 | 茨城産業再生特区の変更を県と9市町村が国へ共同申請（工場立地に係る緑地等規制の緩和） |
| 9月28日      | 茨城産業再生特区の変更を国が認定                           |

## 2 茨城県確定拠出年金復興特区

### (1) 概要

東日本大震災復興特別区域法(平成23年12月26日施行)に基づく確定拠出年金の特例とは、一定の要件を満たした場合に、確定拠出年金の中途脱退一時金の受取りが認められるものである。

県内の一部市町村に、特例の適用を希望する住民からの問合せがあり、特定被災区域の40市町村を対象に厚生労働省による説明会を開催したところ、40市町村すべてが県と共同申請する意向を示したことから、「茨城県確定拠出年金復興特区」を策定した。

### (2) 目的

東日本大震災復興特別区域法に基づき、確定拠出年金の中途脱退一時金の支給要件を緩和することで、震災により住居や家財が全半壊等の被害を受け、退職等した被災者の住宅復旧や事業再建等を図る。

### (3) 計画作成主体(県及び40市町村)

茨城県、水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村、大子町、美浦村、阿見町、河内町、利根町

※ 特定被災区域の市町村に限る(全県44市町村から守谷市、八千代町、五霞町、境町を除く。)

### (4) 特例措置

現行の確定拠出年金制度は、60歳到達前の中途脱退を原則として認めていないが、震災により住居等が損害を受け、退職等した者について、一定の要件を満たした場合は、中途脱退による脱退一時金の支給が認められるもの。

#### ア 要件

- ・ 震災から2年以内に退職し、請求時点で第2号被保険者でないこと
- ・ 請求まで6か月以上個人型の掛金拠出がないこと
- ・ 年金資産額が100万円以下であること 等

#### イ 中途脱退に係る手続

- (ア) 脱退を希望する者からの申請を受けて、市町村が脱退一時金証明書を発行する(脱退一時金が被災住宅の再建や事業再生資金など地域の振興に係る事業に使われる見込みであることを証明する。)

- (イ) 脱退を希望する者は、当該証明書を添付して国民年金基金連合会へ申請することで特例措置が適用される（平成28年3月末まで）。

(経緯等)

| 年月日       | 内容                           |
|-----------|------------------------------|
| 平成24年9月5日 | 確定拠出年金の特例に関する説明会開催（市町村）      |
| 10月12日    | 茨城県確定拠出年金復興特区を県と40市町村が国へ共同申請 |
| 10月30日    | 茨城県確定拠出年金復興特区を国が認定           |

「茨城県確定拠出年金復興特区」の検証

○茨城県確定拠出年金復興特区の活用について

- ・ 震災から1年半以上が経過した段階での申請であり、また、確定拠出年金の加入者も限られていることから、実際の県内での活用は限定的であった。

### 3 茨城県応急仮設建築物復興特区

#### (1) 概要

東日本大震災復興特別区域法（平成23年12月26日施行）に基づく応急仮設建築物の存続期間延長の特例に関して、県内の状況を調査したところ、7施設について、新施設建築までの間、存続期間の延長を希望する意向が示されたことから、施設が所在する5市町村と共同で「茨城県応急仮設建築物復興特区」を策定した。

#### (2) 目的

東日本大震災復興特別区域法に基づき、仮設庁舎や仮設校舎等の存続期間を延長することで、住民サービスの安定的な供給を図る。

#### (3) 計画作成主体（県及び5市町村）及び対象施設

（茨城県、常総市、高萩市、坂東市、茨城町、東海村）

| 市町村 | 施設名称       | 市町村 | 施設名称      |
|-----|------------|-----|-----------|
| 常総市 | 石下西中学校仮設校舎 | 東海村 | 東海中学校仮設校舎 |
| 高萩市 | 高萩市仮設庁舎    |     | 宿幼稚園仮設園舎  |
| 坂東市 | 坂東市仮設庁舎    |     | 村松保育所仮設園舎 |
| 茨城町 | 桜丘中学校仮設校舎  |     |           |

#### (4) 特例措置

現行制度では、災害が発生した場合に建築した応急仮設建築物は、建築基準法の手続きを経ずに建築することができ、存続期間は最長で2年3か月となっている。

本特例措置により、復興推進計画が国の認定を受けた場合、存続期間を1年毎に延長することができるもの。

## ア 要件

- (ア) 当該応急仮設建築物が、地域住民の生活に必要な建築物で、震災により被害を受けたものに代えて必要なものであること。
- (イ) 被災建築物の再建に相当の期間を要すると見込まれるもの。

(経緯等)

| 年月日       | 内容                           |
|-----------|------------------------------|
| 平成25年1月8日 | 茨城県応急仮設建築物復興特区を県と5市町村が国へ共同申請 |
| 1月29日     | 茨城県応急仮設建築物復興特区を国が認定          |

### 「茨城県応急仮設建築物復興特区」の検証

○茨城県応急仮設建築物復興特区について

- ・ 震災により使用不能となった施設は、新施設建築に相当期間を要するものがあり、それらの施設については、本特区により住民サービスの継続が担保された。

## 4 復興交付金の活用

### (1) 復興交付金の活用に関する経過

- 【平成24年4月4日】 ・ 復興交付金事業計画を提出した（第2回）。
- 【平成24年5月25日】 ・ 復興交付金事業計画に対する交付可能額が通知された（第2回）。
- 【平成24年6月15日】 ・ 復興庁による復興交付金事業計画策定支援ヒアリングが実施された（第3回）。
- 【平成24年6月26日】 ・ 復興交付金事業計画を提出した（第3回）。
- 【平成24年8月24日】 ・ 復興交付金事業計画に対する交付可能額が通知された（第3回）。
- 【平成24年9月27日～28日】 ・ 復興庁による復興交付金事業計画策定支援ヒアリングが実施された（第4回）。
- 【平成24年10月19日】 ・ 復興交付金事業計画を提出した（第4回）。
- 【平成24年11月30日】 ・ 復興交付金事業計画に対する交付可能額が通知された（第4回）。

### (2) 本県への交付状況

| 区分  | 市町村 | 県    | 計（億円） | 交付対象市町村 |   |
|-----|-----|------|-------|---------|---|
| 第2回 | 事業数 | 28   | 6     | 34      | 水戸市，日立市，高萩市，北茨城市，<br>ひたちなか市，鹿嶋市，潮来市，稲敷市，<br>神栖市，大洗町 |
|     | 事業費 | 38.5 | 6.1   | 44.6    |   |
|     | 国費  | 32.1 | 5.1   | 37.2    |   |
| 第3回 | 事業数 | 13   | -     | 13      | 北茨城市，笠間市，鹿嶋市，潮来市，<br>大洗町，東海村                        |
|     | 事業費 | 5.6  | -     | 5.6     |   |
|     | 国費  | 4.3  | -     | 4.3     |   |



|     |     |       |      |       |  |
|-----|-----|-------|------|-------|--|
| 第4回 | 事業数 | 54    | 12   | 66    | 水戸市, 日立市, 高萩市, 北茨城市,<br>ひたちなか市, 鹿嶋市, 潮来市, 稲敷<br>市, 神栖市, 大洗町, 東海村 |
|     | 事業費 | 270.7 | 24.0 | 294.8 |  |
|     | 国費  | 204.4 | 19.5 | 223.9 |  |
| 合計  | 事業数 | 95    | 18   | 113   |  |
|     | 事業費 | 314.9 | 30.1 | 345.0 |  |
|     | 国費  | 240.8 | 24.6 | 265.4 |  |

※ 採択された主な事業

市街地液状化対策事業, 災害公営住宅整備事業, 造成宅地滑動崩落緊急対策事業,  
津波避難路整備事業, 都市防災総合推進事業, 水産業共同利用施設整備事業,  
防災集団移転促進事業

第5章 震災からの課題等と  
県地域防災計画の改定

## 第5章 震災からの課題等と県地域防災計画の改定

### 第1節 震災からの課題と教訓

震災時に発生した様々な課題やその対応について検証を行うとともに、震災から得られた教訓や国の防災基本計画の改定を踏まえ、県は県防災の基本である茨城県地域防災計画を改定することとした。

このため、県は平成23年9月、防災計画の決定機関である茨城県防災会議に「地域防災計画改定委員会」を、委員会の部会として「地震・津波対策検討部会」を設置し、防災関係者や専門家等に協議いただきながら、平成24年3月26日に計画の改定を決定した。

#### 1 震災からの主な課題

茨城県地域防災計画改定委員会において検討された震災時の主な課題は、以下のとおりである。

- ・ 長時間の停電・断水により、行政庁舎、医療機関等の重要施設の自家発電燃料や医療機関における医療用水（人工透析用）等が不足した。
- ・ 携帯電話等の通信手段の輻輳や一時的障害、行政庁舎の被災、防災行政無線非常用発電機の燃料不足等により、関係機関との連絡や、災害情報などの伝達に支障を来した。
- ・ 市町村の避難所運営等では、職員が被害状況把握業務に回ったことなどにより、避難所対応人員が不足した。

また、妊婦や乳幼児、高齢者などの災害時要援護者への対応等にも苦慮した。

- ・ 燃料の不足により、災害対応緊急車両（救急車、パトカー）の燃料確保が困難になった。
- ・ 公的備蓄物資の枯渇や流通在庫備蓄が機能しなかったことにより、県内市町村への物資供給が困難になった。
- ・ 近県が同時被災したため、災害時相互応援協定に基づく他県への応援要請等が円滑にできなかった。
- ・ 他県等から多数の救援物資が集まった際に、円滑な物資の配送等ができなかった。
- ・ 鉄道の駅等に集まった帰宅困難者への対応について、鉄道事業者と沿線市町村との連携等が十分にできなかった。

#### 2 震災からの主な教訓

震災を踏まえ教訓とされた主なものは、以下のとおりである。

- ・ あらゆる可能性を考慮して、最大クラスの地震を想定した防災・危機管理体制の強化が必要である。
- ・ 国、県、市町村の一層の連携強化はもとより、関係業界や団体との応援・協力体制の強化、協定内容の具体化が必要である。
- ・ 県内部の横の連携が重要である。
- ・ 災害への対応全体を把握・統括し、コントロールしていく組織の役割が重要である。
- ・ 行政による災害対応には限界があり、「自助」や「共助」の取組が重要である。
- ・ 命令調の表現等による避難命令により、住民の迅速な避難につながった（大洗町）。

## 第2節 茨城県地域防災計画の改定（平成24年3月26日）

### 1 計画改定の経緯

#### （1）第1回茨城県地域防災計画改定委員会，第1回地震・津波対策検討部会，原子力災害対策検討部会合同会議（9月9日）

- ・ 県地域防災計画の策定主体である茨城県防災会議に「茨城県地域防災計画改定委員会」を，同委員会に「地震・津波対策検討部会」及び「原子力災害対策検討部会」を設置した。
- ・ 県地域防災計画の改定に当たり，検討項目を協議した。

#### （2）第2回地震・津波対策検討部会（11月8日）

- ・ 第1回茨城県地域防災計画改定委員会の検討項目に基づき，震災時の課題を協議した。  
【検討した課題】
  - ・ 災害情報の収集，伝達
  - ・ 通信手段の確保
  - ・ 被災者生活支援
  - ・ 支援物資の輸送
  - ・ 燃料不足 等

#### （3）第3回地震・津波対策検討部会（11月29日）

- ・ 第2回茨城県地域防災計画改定委員会に引き続き，課題を協議した。  
【検討した課題】
  - ・ 津波対策
  - ・ 応急医療
  - ・ 学校での安全確保
  - ・ 給水活動
  - ・ 自主防災組織の活動 等

#### （4）第4回地震・津波対策検討部会（平成24年2月6日）

- ・ 第3回茨城県地域防災計画改定委員会に引き続き，課題の協議及び県地域防災計画の改定内容の検討を行った。

#### （5）第2回茨城県地域防災計画改定委員会（平成24年2月9日）

- ・ 第4回茨城県地域防災計画改定委員会に引き続き，県地域防災計画の改定内容の検討を行った。

## (6) パブリックコメント（平成24年2月23日～3月13日：20日間）

- ・ 県HP、県庁（消防防災課、行政情報センター）及び県出先機関（各県民センター）において閲覧を可能にし、意見を募集した。
- ・ 愛玩動物の保護対策等、計20件の意見があり、計画への反映を検討した。

## (7) 茨城県防災会議（平成24年3月26日）

- ・ 県地域防災計画の改定を決定した。

## 2 計画改定の考え方

- ・ 津波対策の重要性に鑑み、これまでの「震災対策計画編」を「地震災害対策編」と「津波災害対策編」とに再編した。
- ・ 「地震災害対策編」では、東日本大震災の課題等を踏まえ、各種対策の新設や内容の充実を図った。

| 改定前   | 改定後  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 震災対策編</li> <li>・ 風水害編</li> <li>・ 原子力災害編</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地震災害対策編</li> <li>・ 津波災害対策編</li> <li>・ 風水害編</li> <li>・ 原子力災害編</li> </ul> |

## 3 茨城県地域防災計画（改定後）の基本方針

### (1) 地震災害対策計画編

- ・ 平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災や平成23年3月に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、震度7の地震や広域的な被害を発生させる地震を想定した防災対策の確立を図る。
- ・ 地震による被害を最小限とするため、災害の予防、発災時の応急対策を含む総合的な計画とする。
- ・ 県、市町村及び防災関係機関はもとより、「自らの身の安全は自らが守る」との観点から、県民、事業者の役割も明示した計画とする。

### (2) 津波災害対策計画編

- ・ 東日本大震災の教訓を踏まえ、同震災クラスの津波を想定した防災対策の確立を図る。
- ・ 津波による被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針として、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、災害の予防、発災時の応急対策及び復旧対策を含む総合的な計画とする。

- ・ 県，市町村及び防災関係機関はもとより，「自らの身の安全は自らが守る。とにかく津波から逃げる。」との観点から，県民，事業者の役割も明示した計画とする。

## 4 茨城県地域防災計画の主な改正内容

### (1) 地震災害対策計画編の主な改正内容

- ・ 防災組織等の活動体制の整備  
自主防災組織の育成，消防団の充実強化等を盛り込んだ。
- ・ 情報通信ネットワークの整備  
緊急速報メール等による多様な情報通信手段の活用や防災行政無線等情報通信設備の無停電化等を盛り込んだ。
- ・ 被災者支援のための備え  
女性や災害時要援護者に配慮した避難所の運営，環境整備や効率的な支援物資輸送体制の確立等，支援体制の充実を盛り込んだ。
- ・ 燃料対策（新規）  
優先給油所の設置等，燃料供給体制の整備を盛り込んだ。また，重要施設や応急対策車両等の指定，県民への普及啓発等を盛り込んだ。
- ・ 防災教育の充実  
自らの身の安全を守るための防災教育，児童生徒への防災教育等を盛り込んだ。
- ・ 帰宅困難者対策（新規）  
一斉帰宅の抑制，事業所等への備蓄の促進，交通事業者との連携強化等を盛り込んだ。

### (2) 津波災害対策計画編（新設）の主な内容

- ・ 2つのレベルの津波（最大クラスの津波と発生頻度の高い津波）の想定と講ずべき対策を明記した。
- ・ 防潮堤・防災対策のハード整備と「より高い所へ逃げる」ことを基本としたソフト対策を盛り込んだ。
- ・ 防災思想・知識の普及  
津波から身を守るための知識の普及，津波ハザードマップの充実，津波避難標識の設置等による啓発，津波からの避難訓練の実施等を盛り込んだ。
- ・ 災害発生後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立  
通信手段の機能に支障が生じた場合の復旧要員の確保，緊急情報連絡手段の確保等を盛り込んだ。
- ・ 住民への情報伝達手段等の確立  
津波情報を住民に伝達する手段の多様化，災害時要援護者の避難支援体制の整備等を盛り込んだ。

## 5 茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）の構成

### 第1章 総則

- 第1節 地震災害対策計画の概要
  - 第1 計画の目的
  - 第2 計画の用語
  - 第3 計画の構成
  - 第4 基本方針
- 第2節 茨城県の防災環境
  - 第1 自然環境の特性
  - 第2 社会環境の特性
- 第3節 茨城県の地震被害
  - 第1 地震災害の歴史
  - 第2 本県に被害をもたらす可能性のある地震
- 第4節 各機関の業務の大綱
  - 第1 茨城県
  - 第2 市町村
  - 第3 指定地方行政機関
  - 第4 自衛隊
  - 第5 指定公共機関
  - 第6 指定地方公共機関
  - 第7 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者

### 第2章 地震災害予防計画

- 第1節 地震対策に携わる組織と情報ネットワークの整備
  - 第1 対策に携わる組織の整備（拡充）
  - 第2 相互応援体制の整備
  - 第3 防災組織等の活動体制の整備（拡充）
  - 第4 情報通信ネットワークの整備（拡充）
- 第2節 地震に強いまちづくり
  - 第1 防災まちづくりの推進
  - 第2 建築物の不燃化・耐震化等の推進（拡充）
  - 第3 土木施設の耐震化等の推進
  - 第4 ライフライン施設の耐震化の推進
  - 第5 津波対策（削除）（→津波災害対策計画編へ）
  - 第5 地盤災害防止対策の推進
  - 第6 危険物等施設の安全確保
- 第3節 地震被害軽減への備え
  - 第1 緊急輸送への備え
  - 第2 消火活動、救助・救急活動への備え

- 第3 医療救護活動への備え (拡充)
- 第4 被災者支援のための備え (拡充)
- 第5 災害時要援護者安全確保のための備え (拡充)
- 第6 燃料不足への備え (新規)

第4節 防災教育・訓練

- 第1 防災教育 (拡充)
- 第2 防災訓練
- 第3 災害に関する調査研究

**第3章 地震災害応急対策計画**

第1節 初動対応

- 第1 職員参集・動員 (拡充)
- 第2 災害対策本部 (拡充)

第2節 災害情報の収集・伝達

- 第1 通信手段の確保 (拡充)
- 第2 災害情報の収集・伝達・報告
- 第3 災害情報の広報

第3節 応援・派遣

- 第1 自衛隊派遣要請・受入体制の確保
- 第2 応援要請・受入体制の確保
- 第3 他都道府県被災時の応援

第4節 被害軽減対策

- 第1 警備対策
- 第2 避難勧告・指示・誘導
- 第3 緊急輸送
- 第4 消火活動, 救助・救急活動, 水防活動, 海上災害対策活動
- 第5 応急医療 (拡充)
- 第6 危険物等災害防止対策
- 第7 燃料対策 (新規)

第5節 被災者生活支援

- 第1 被災者の把握
- 第2 避難生活の確保, 健康管理 (拡充)
- 第3 ボランティア活動の支援
- 第4 ニーズの把握・相談窓口の設置・生活情報の提供
- 第5 生活救援物資の供給
- 第6 災害時要援護者安全確保対策
- 第7 応急教育
- 第8 帰宅困難者対策 (新規)
- 第9 義援物資対策 (新規)



- 第10 愛玩動物の保護対策（新規）
- 第6節 災害救助法の適用
  - 第1 建築物の応急復旧
  - 第2 土木施設の応急復旧
  - 第3 ライフライン施設の応急復旧
  - 第4 清掃・防疫・障害物の除去
  - 第5 行方不明者等の搜索
- 第7節 応急復旧・事後処理

#### 第4章 地震災害復旧・復興対策計画

- 第1節 被災者の生活の安定化
  - 第1 義援金品の募集及び配分
  - 第2 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付
  - 第3 租税及び公共料金等の特例措置
  - 第4 雇用対策
  - 第5 住宅建設の促進
  - 第6 被災者生活再建支援法の適用
- 第2節 被災施設の復旧
- 第3節 激甚災害の指定
- 第4節 復興計画の作成

## 6 茨城県地域防災計画（津波災害対策計画編\*新規）の構成

### 第1章 総則

- 第1節 津波災害対策計画の概要
  - 第1 計画の目的
  - 第2 計画の用語
  - 第3 計画の構成
  - 第4 基本方針
- 第2節 国内の津波被害

### 第2章 津波災害予防計画

- 第1節 津波に強いまちづくり
- 第2節 防災思想・知識の普及
- 第3節 応急対策，災害復旧・復興への備え
  - 第1 災害発生直前対策
  - 第2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備
  - 第3 被害軽減のための備え

### 第3章 津波災害応急対策計画

- 第1節 災害発生直前の対策
  - 第1 津波警報等の伝達
  - 第2 住民等の避難誘導
- 第2節 災害発生直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立
  - 第1 災害情報の収集・連絡
  - 第2 通信手段の確保
  - 第3 県及び各機関の活動体制
  - 第4 広域的な応援体制及び自衛隊の災害派遣
- 第3節 救助・救急，医療及び消火活動等
- 第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動
- 第5節 避難収容及び情報提供活動
  - 第1 避難所及び被災者の把握等
  - 第2 応急仮設住宅
  - 第3 被災者等への的確な情報伝達活動
  - 第4 災害時要援護者安全確保対策
- 第6節 物資の調達，供給活動
- 第7節 保健衛生，防疫，遺体処理等に関する活動
  - 第1 保健衛生
  - 第2 防疫及び遺体処理等
- 第8節 社会秩序の維持，物価の安定等に関する活動
- 第9節 応急復旧及び二次災害の防止活動
  - 第1 公共施設，ライフライン施設等の応急復旧
  - 第2 二次災害の防止活動
- 第10節 自発的支援の受入れ

### 第4章 津波災害復旧・復興対策計画

- 第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定と復興計画
- 第2節 迅速な原状復旧の進め方
  - 第1 被災施設の復旧等
  - 第2 災害廃棄物の処理
- 第3節 被災者等の生活再建及び中小企業等の復興支援
  - 第1 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付
  - 第2 租税及び公共料金等の特例措置
  - 第3 雇用対策
  - 第4 住宅建設の促進
  - 第5 被災者生活再建支援法の適用

【参考】 その後の取組（平成24年4月以降）

（1）県防災組織体制の強化

ア 防災・危機管理部門の一元化（平成24年4月）

県組織の生活環境部内に『防災・危機管理局』を設置し、トップに危機管理監に代えて理事兼防災・危機管理局長を置き、防災・危機管理部門の一元化を図った。

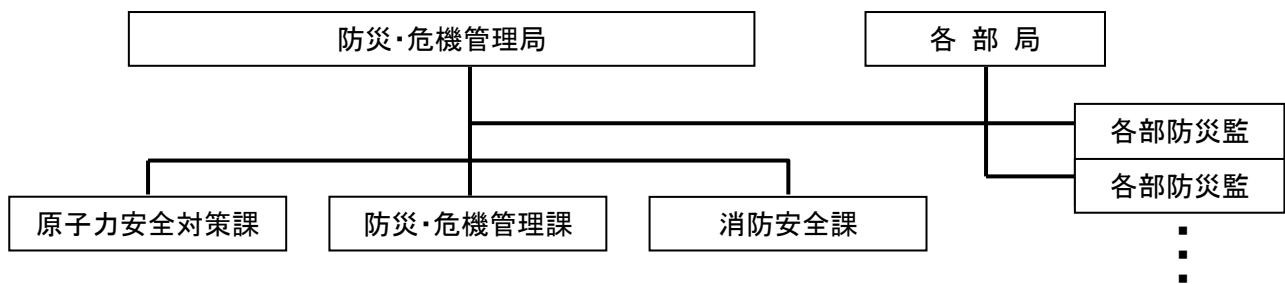
イ 防災監の設置（平成24年4月）

各部局に「防災監」（各部次長等）を配置し、部局内の防災・危機管理対策を推進することとした。

（防災監の役割）

- ・ 各部局の災害対応マニュアル等の取りまとめや調整を担う。
- ・ 各部局を超える課題等は、『防災監会議』で調整し、全庁的な防災・危機管理の推進や重要な対応方針の協議等を行う。
- ・ 平時から部局横断体制を構築する。

（県庁内組織イメージ図）



（防災・危機管理局の組織）

| 防災・危機管理局内の課名 | 担当分野               |
|--------------|--------------------|
| 防災・危機管理課     | 災害対策，国民保護対策，危機管理対策 |
| 消防安全課        | 消防・保安対策            |
| 原子力安全対策課     | 原子力対策              |

ウ 茨城県災害対策本部の強化（平成24年4月）

県災害対策本部事務局の体制を検討するとともに、全体としてはこれまでの218名から235名に17名人員を増強し、防災体制の充実を図った。

（内訳）情報班（28）⇒（27），燃料調整班（0）⇒（6）  
 物資調整班（0）⇒（9），陳情班（9）⇒（12）

(県災害対策本部組織図)

# 茨城県災害対策本部

